

只見統合簡易水道施設等維持管理業務委託にかかる公募型プロポーザル募集要項

1. 委託名称

只見統合簡易水道施設維持管理業務委託

2. 委託実施場所及び管路延長

①只見地区	管路延長：25,472m	②黒谷地区	管路延長：17,342m
③熊亀地区	管路延長：3,895m	④小林地区	管路延長：16,399m
⑤塩沢地区	管路延長：5,539m	⑥叶津地区	管路延長：1,616m
⑦寄岩地区	管路延長：339m	⑧宮渕地区	管路延長：777m
⑨不動堂地区	管路延長：2,839m		

3. 業務委託期間

業務の委託期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

4. 業務委託内容

「只見統合簡易水道施設維持管理業務委託仕様書」による。

5. 応募資格要件

- 1) 受託水道業務技術管理者を配置していること。
- 2) 受託に必要な資格者や実務経験者が確保されていること。
- 3) 緊急時の支援体制が確保されていること。

6. 応募手続

「只見統合簡易水道施設維持管理業務委託仕様書」及び関係資料の閲覧を令和8年8月17日（月）から令和8年10月16日（金）の期間、町ホームページに掲載するため、必要書類を確認のうえ応募すること。

また、質問等については、上記の期間内に、書面に内容を簡潔にまとめて提出すること。回答は書面により行い質問者への送付とする。また、現地説明の依頼があった場合は日程調整を行い希望者にその旨通知をし実施する。

7. 提出書類（各7部）

- 1) 会社概要書
- 2) 資格要件に記載した資格を有する証明書等の書類
- 3) 施設管理に関する計画及び業務遂行・危機管理体制の企画書
- 4) 水質管理の計画書
- 5) 業務受託実績書
- 6) 業務委託料見積書
- 7) 委託料費用内訳明細書

8. 提出期限

令和8年10月16日（金）までとする。

9. 書類提出先

只見町役場（駅前庁舎）町民生活課 生活安全係（Tel 0241-82-5100）

10. 選定基準

只見町プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱に基づき、応募資格要件、会社概要及び各企画書、計画書を基に審査し選定する。